

川崎市上下水道局公告第35号

上下水道局用地（自動販売機設置）の一時貸付契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年5月18日

川崎市上下水道事業管理者 池之上 健一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

上下水道局用地（自動販売機設置）一時貸付け

(2) 一時貸付物件名及び貸付所在地並びに台数

別表のとおり

(3) 契約期間

契約日から令和13年9月30日まで

(4) 貸付期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の

規定に該当しないこと。

(2) 川崎市上下水道局契約規程（昭和41年川崎市水道局規程第28号）第

2条の規定に該当しないこと。

(3) 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の5によ

り、貸付けが認められている法人であること。

(4) 国税及び市税の未納がないこと。

(5) 入札参加申込に必要な書類を提出すること（「5 一般競争入札参加申

込みに必要な書類」を参照)。

- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体でないこと。
- (7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないこと及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (9) その他法令等の規定により、川崎市(上下水道局)との間で上下水道局用地(自動販売機設置)の一時貸付契約ができない者でないこと。

3 契約上の条件

(1) 貸付契約の内容

本件一時貸付契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号及び地方公営企業法施行令第26条の5の規定に基づく貸付け(賃貸借契約)です。

(2) 一時貸付物件の指定用途

借受人は、「令和8年度一般競争入札による上下水道局用地(自動販売機設置)一時貸付けの入札説明書(以下「入札説明書」という。)」に定める条件及びその他法令等を遵守し、一時貸付物件を清涼飲料水の自動販売機の設置、清涼飲料水の販売、空き容器回収ボックスの設置等(以下「自動販売機設置運営事業」という。)の用途に供さなければなりません。

また、借受人は、自動販売機設置運営事業を貸付期間中、継続して行わ

なければなりません。

(3) 違約金

入札説明書の契約上の条件に違反した場合は、契約金額（貸付期間中の貸付金額の総額）の100分の30に相当する額を違約金として川崎市（上下水道局）に支払わなければなりません。

(4) その他の条件

入札説明書によります。

4 入札説明書及び一般競争入札参加申込書等の交付

入札の参加を希望する者は、令和8年5月18日から、川崎市上下水道局のWEBサイト上にて、入札説明書及び一般競争入札参加申込書を取得いただけます。

5 一般競争入札参加申込みに必要な書類

入札説明書によります。

6 一般競争入札参加申込方法等

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加の申込みを行わなければなりません。一般競争入札参加申込書及び5の書類は、次により直接持参し、提出してください。なお、一般競争入札参加申込書等の郵送等による提出は認めません。

(1) 期間 令和8年6月8日から令和8年6月23日まで

（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所 〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市上下水道局総務部管財課（川崎市役所南庁舎10階）

電話 044-200-3113（直通）

7 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和8年7月14日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、6（2）の場所にて一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。また、一般競争入札参加資格が「有」と認められた者には、入札保証金の納入通知書を交付します。

8 入札保証金

入札に参加するためには、事前に入札保証金を納付していただく必要があります。入札保証金は別表のとおりとし、令和8年8月3日までに納付してください。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格が「有」と認められた者が、開札前に公告に定める資格要件を満たさなくなったとき又は一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたときは、この入札に参加することができません。

10 入札及び開札の日時、場所

入札及び開札の日時、場所は次のとおりです。

（1）日時 令和8年8月4日 午前10時 入札開始

（2）場所 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市上下水道局サービス推進部会議室

（川崎市役所南庁舎10階）

11 入札手続等

次により入札手続等を行います。

（1）入札時に持参する書類

入札説明書によります。

（2）入札方法

1（2）の一時貸付物件の入札に付すこととし、総価で行います。また、

入札は入札書の持参により行うものとし、郵送等の方法による入札は認めません。

(3) 落札者の決定方法

入札説明書に記載する最低貸付料以上の入札価格のうち、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

また、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。

(4) 入札の無効

一般競争入札参加資格のない者が行った入札及び上下水道事業管理者が定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は無効とします。

1.2 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約の締結期限

令和8年9月15日までに川崎市（上下水道局）と本件契約を締結しなければなりません（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）。

(2) 契約保証金

契約金額（貸付期間中の貸付金額の総額）の10分の1以上（円未満切り上げ）の額を納付することとします。

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 入札保証金の帰属

落札者が、(1)の期限までに契約を締結しない場合、入札保証金は、川崎市（上下水道局）に帰属することになりますので十分御注意ください。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市上下水道局契約規程及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は入札説明書内に記載しています。

1.3 貸付金額の納入期限日等

入札説明書によります。

1.4 自動販売機に係る電気料金相当額の負担

自動販売機に使用する電気を川崎市（川崎市上下水道局）の施設から受電する場合には、電気料金相当額を納付しなければなりません。

なお、電気料金相当額は、設置する自動販売機の年間消費電力量に応じた定額制とし、毎年度川崎市（川崎市上下水道局）が定める料金表に基づいて算定した額を、当該年度末までに納付するものとします。

1.5 その他

(1) 事情により予告なく入札の中止や内容の変更をすることがあります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この入札説明書に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、地方公営企業法施行令、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局財務規程（昭和39年川崎市水道局規程第8号）、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) この公告に関する問い合わせ先は、6（2）に同じです。

別表

一時貸付 物件名	貸付所在地	台数	入札保証金
物件番号Ⅲ	川崎市幸区南加瀬4丁目40 ほか	2台	10,000円